

YAMATO-SHIBUYA

渋谷(南部地区)

まちづくりニュース

No.84

編集/発行：渋谷土地区画整理事務所（平成 29 年6月 15 日発行）

- 平成 29 年度整備箇所図
- 住所変更に向けた調査
- 事業計画変更（案）の縦覧開始
- 今後の予定について
- 換地計画（案）の個人説明会を予定
- 清算金とは

居住者・権利者・関係者の皆様へ

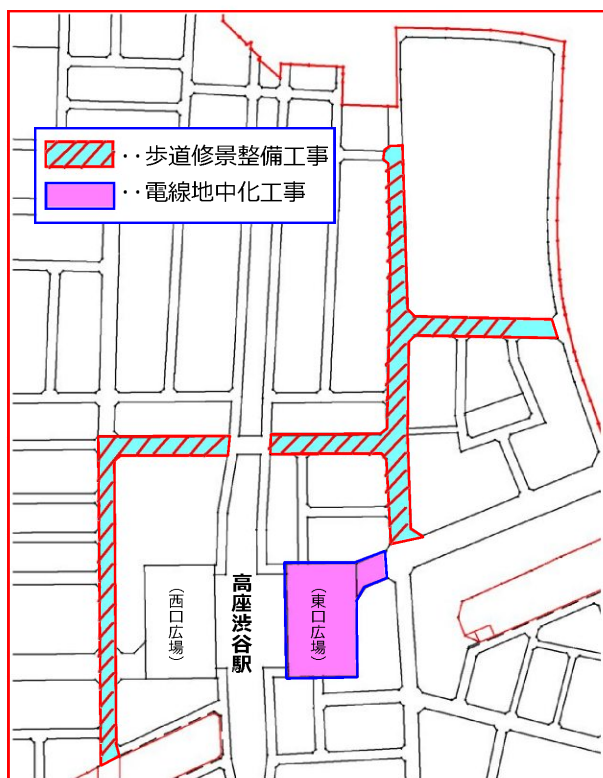
大和都市計画事業渋谷(南部地区)土地区画整理事業
施行者 大和市 代表者 大和市長 大木 哲

「渋谷(南部地区)まちづくりニュース84号」について

立夏の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、市行政について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。皆様のご協力により、地区内の全ての道路・画地の整備が完了しました。

今後は「事業計画変更（案）の縦覧開始」、「換地計画（案）の個人説明会」等を予定しておりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎平成 29 年度の主な整備予定箇所図



◎住所変更に向けた調査について

来 年6月末に予定している換地処分公告が行われると、公告の翌日に新住所へと切り替わります。そこで、この切り替えに向けた事前の準備として、調査のため皆様のお宅に訪問する必要があります。本調査は大和市が委託した業者が調査員となって実施いたします。

なお、調査員は大和市が発行した身分証明書を必ず携帯しており、訪問時には身分証を提示いたします。

皆様にはお手数をおかけいたしますが、調査員訪問時には調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力頂きますようお願いいたします。



- 1 期 日 平成 29 年8月上旬
～10 月末(予定)
- 2 目 的 新住所変更に伴う調査
- 3 内 容 地区内の居住者確認
- 4 対象区域 区画整理地区内
- 5 委託業者 スリーエム技研(株)

◎事業計画変更案（第 10 回）の「縦覧」を行います。

7 月 1 日（土）より事業計画変更（案）の縦覧を行います。現在の和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業について、全ての道路・画地整備が完了し、平成 26 年度から実施してきました「出来形確認測量」によって、道路面積及び換地地積が確定いたしました。これに伴い、事業計画の最終変更を行うものです。

縦覧期間	
1 場 所	大和市役所 本庁舎4階（事業管理課）
2 期 間	7月1日（土）～7月14日（金）
3 時 間	午前8時30分～午後5時15分
4 内 容	出来形確認測量結果による面積の修正等

縦覧終了翌日から2週間を経過する日（7月28日）迄、県知事に対して意見書を提出することができます。

◎今後の予定について

項目		期 日（予定）	内 容
①	事業計画変更（案）の縦覧	平成 29 年 7 月 1 日 ～ 7 月 14 日	事業計画変更（案）を2週間縦覧します。事業計画の内容に意見があれば、7月28日まで、県へ意見書を提出することができます。
②	個人説明会	平成 29 年 10 月 1 日 ～ 11 月 12 日	施行後の土地の新地番、地目、地籍等及び権利者ごとの清算金の額が記載されている換地計画（案）をもとに、権利者に説明します。（希望者）
③	換地計画（案）の縦覧	平成 29 年 12 月 頃	換地計画（案）を2週間縦覧します。換地計画の内容に意見があればこの期間中に意見書の提出ができます。
④	換地計画の決定	平成 30 年 3 月上旬 頃	県へ認可申請し、審査を経て適法と判断されれば認可されます。
⑤	換地処分通知の送付	平成 30 年 3 月末 頃	決定した換地計画を、関係する権利者の方に換地処分通知として送付します。
⑥	換地処分の決定（公告）	平成 30 年 6 月末 頃	換地処分通知が関係権利者の方に到達できたことを確認し、換地処分の公告を行います。これにより、換地の権利が確定し、清算金の額が確定します。

◎換地計画（案）の「個人説明会」を予定

平成 29 年 10 月に「換地処分通知」の前段階として、各権利者ごとに換地計画（案）の内容説明を目的とした個人説明会を開催します。この説明会は、希望される方全員に対して、直接ご説明する機会を設けるためのものです。会場はIKOZA（イコーザ）の一室を予定しています。



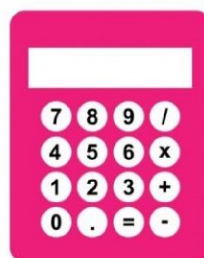
説明会の詳細については、9月頃に換地計画（案）と併せて、各権利者宛に郵送にてお知らせいたします。

なお、現時点での清算金額のお問合せについては、ご遠慮ください。

◎清算金とは

■施行後の土地（換地）相互間にやむを得ず生じる不均衡を、金銭で調整する仕組みです。これは減歩に対する補償金ではありません。

■小規模な土地で減歩しない場合や、換地を定めない私道なども清算金の対象になります。



■清算金は不均衡の是正のためのものですから、支払う人（徴収）と受け取る人（交付）があり、この徴収金の合計と交付金の合計は、地区全体でつり合いがとれ、差し引きゼロになります。

〒242-8601 大和市下鶴間1丁目1番1号 渋谷土地区画整理事務所（大和市役所 本庁舎4階）

■土地区画整理事業・・・☎ 046-260-5721 （事業管理課 事業管理担当）
 ■修景整備工事について・・・☎ 046-260-5723 （事業管理課 整備担当）